

【投信調査コラム】

日本版ISAの道 その192

HSA/医療貯蓄口座が「新しいIRA」として退職面での安全において年金と並ぶ鍵になる? 「オバマケア vs トランプケア」の解決策にもなる?

NIPPON
INDIVIDUAL
SAVINGS
ACCOUNT

商品企画部 松尾 健治
窪田 真美

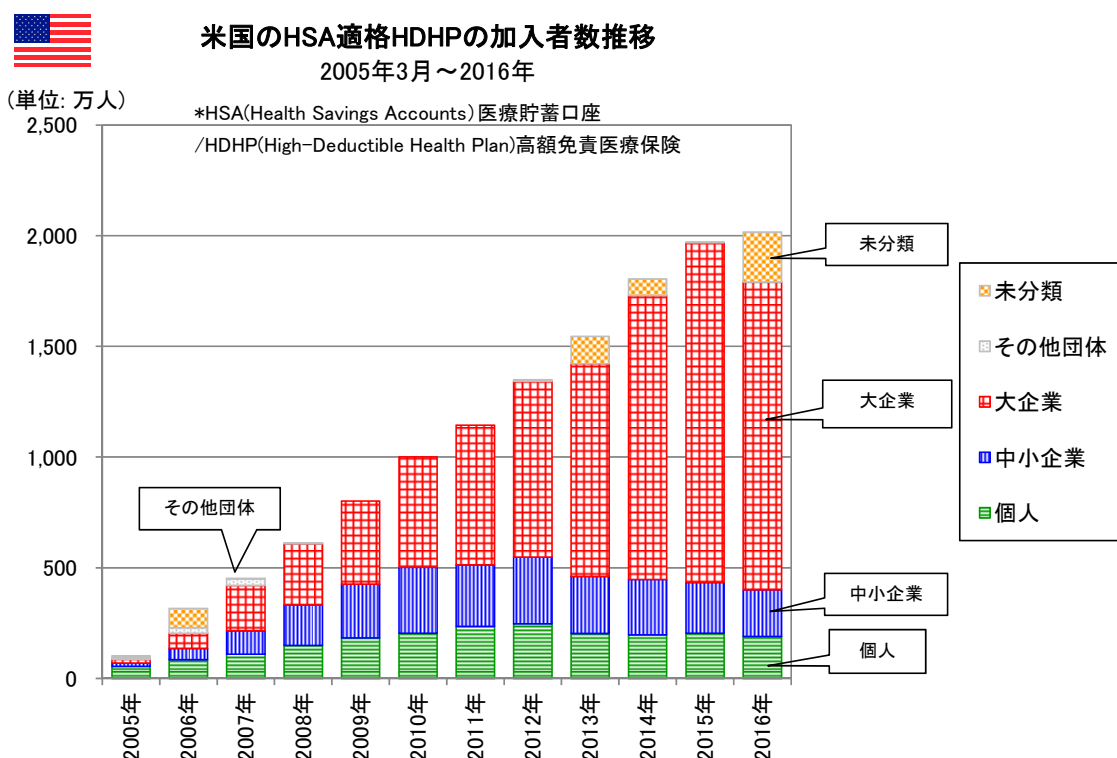
※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

米国で今注目されている HSA は、共和党政権で導入され、民主党政権で拡大

米国で「ヘルス・セイビングズ・アカウント/Health Savings Accounts(以下、HSA)」と呼ばれる税制優遇措置付きの医療貯蓄口座が注目されている(後述※1 参照)。

米国の医療貯蓄口座と言うと、古くは 1997 年より中小企業(*従業員数 50 人以下)の従業員や自営業者向けに始まった「メディカル・セイビング・アカウント/Medical Saving Accounts(以下、MSA)」があるが、HSA はこれを継ぐものである(*MSA から HSA にロールオーバー可)。ブッシュ政権(共和党)時代の 2013 年 6 月 27 日に両院(共和党過半数)を通過し、2003 年 12 月 8 日にブッシュ元大統領が署名し成立した「メディケア現代化法/Medicare Modernization Act」(*高齢者・障害者向け公的医療保険制度/メディケアに関する改革法)により 2004 年 1 月から導入されている。

加入者数は、2005 年 3 月に 103 万人、2006 年 1 月に 317 万人、2010 年 1 月に 1000 万人を超え、2016 年 1 月には 2000 万人を超えている。導入時に大統領であったブッシュ氏(任期: 2001 年 1 月~2009 年 1 月)は「個人や中小企業の従業員が大企業の従業員と同じ条件で医療保険に加入出来る様にすべく HSA 利用を促す」(2006 年 1 月 31 日の一般教書)と言っていたが、大企業を中心に拡大している。それも大統領がオバマ氏(民主党)になった時期(任期: 2009 年 1 月~2017 年 1 月)に拡大している(理由は後述)。



(出所: AHIP/America's Health Insurance Plans/米国健康保険協会より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

オバマケアでもトランプケアでも一致するのが HSA の拡大

現在、米国で政府と議会を中心に「オバマケア vs トランプケア」と言うヘルスケア法案を巡る熾烈な争いが起きている(後述※2 及び 3 参照)。その中、オバマケアでもトランプケアでも一致するのが HSA 拡大である。

2017 年 5 月 8 日付米 CNBC は「共和党がオバマケア置換をじっくり論じて解決するにつれて HSA が大きな勝者になる。議会でトランプケアが可決出来なくても、HSA の資産は 2018 年までに今年 2017 年の+20%増である 530 億ドル/約 6 兆円になる見込みである。ただ、2017 年 5 月 4 日に下院で可決したトランプケアには HSA の非課税投資枠をほぼ 2 倍に拡大する事が含まれており、それは下院と上院の共和党が合意出来るもので、これが決まれば大きい。」(URL は後述[参考ホームページ]①)と報じていた。

2017 年 5 月 4 日に下院で可決するものの、7 月 26 日に上院にて否決されたトランプケア、さらに 7 月 28 日に本会議採決で否決されたオバマケア一部撤廃法案/スキニーには「HSA の非課税投資枠を自己負担費用まで拡大する」が含まれていた(URL は後述[参考ホームページ]②)。

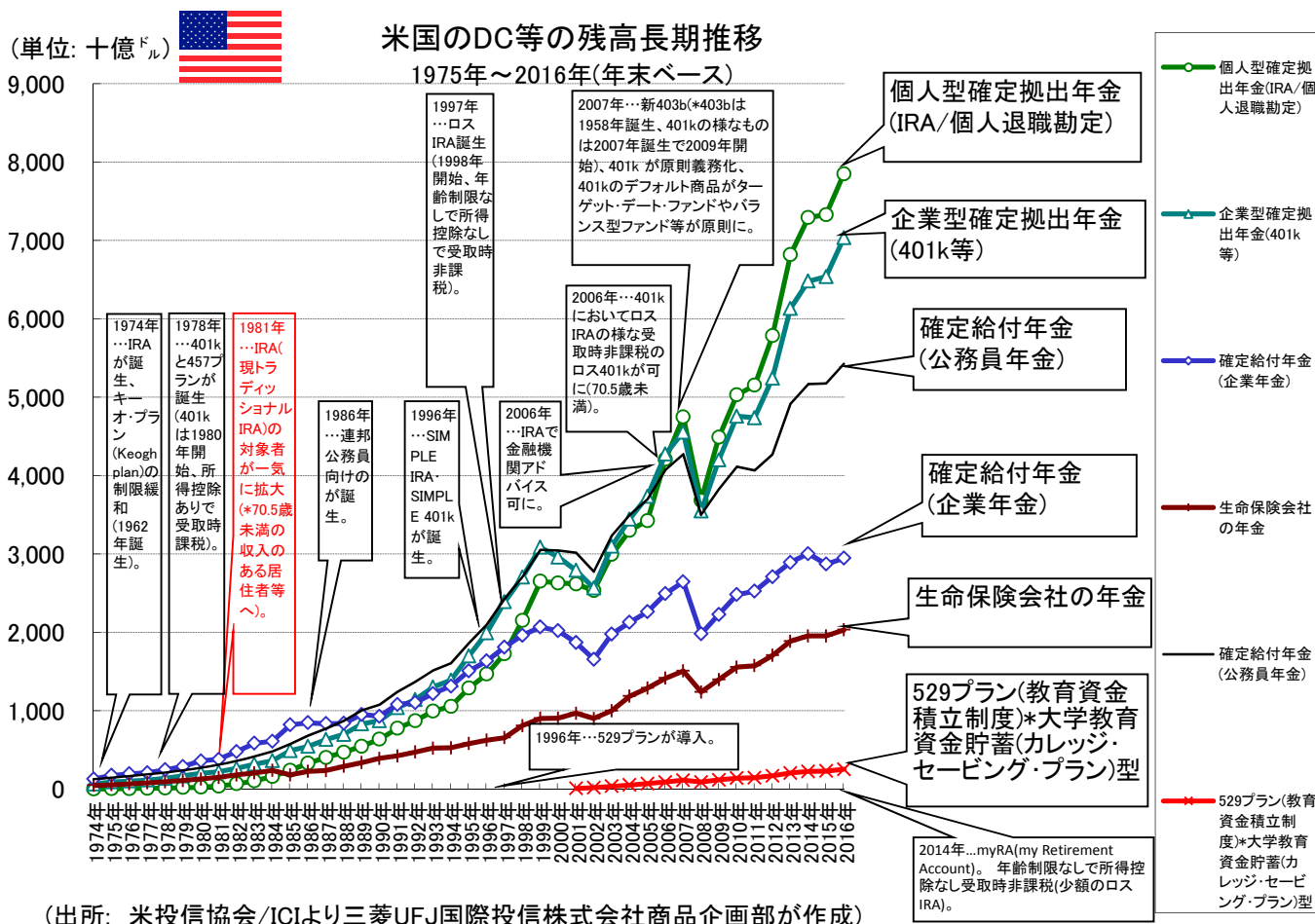
尚、HSA については、トランプ大統領が昨年 2016 年の選挙期間中に 7 つのヘルスケア政策の 1 つに挙げている事もある。7 つのヘルスケア政策とは、「1.オバマケアを撤廃する、2.保険会社の州をまたぐ健康保険を販売する、3.個人の医療保険料の税を控除する、4.HSA を拡大する、5.医師や病院に透明性を高める事を義務付ける、6.メディケイドを州に移譲する、7.海外の薬の輸入を認める」である(URL は後述[参考ホームページ]③)。

HSA は医療費版 IRA、新しい IRA?

HSA は、税制優遇を受けながら資産を拡大していく点において米国の IRA (個人退職勘定)と共通している。医療費の支払いに用途を限定し、税制優遇措置のついた貯蓄口座である事から、医療費版 IRA/Individual Retirement Accounts/個人退職勘定と言う感じでもある。

2017 年 7 月 6 日付米インベストメント・ニュース誌は「HSA が新しい IRA になりつつある」と言う見出しで次の通り出ていた(URL は後述[参考ホームページ]④)。

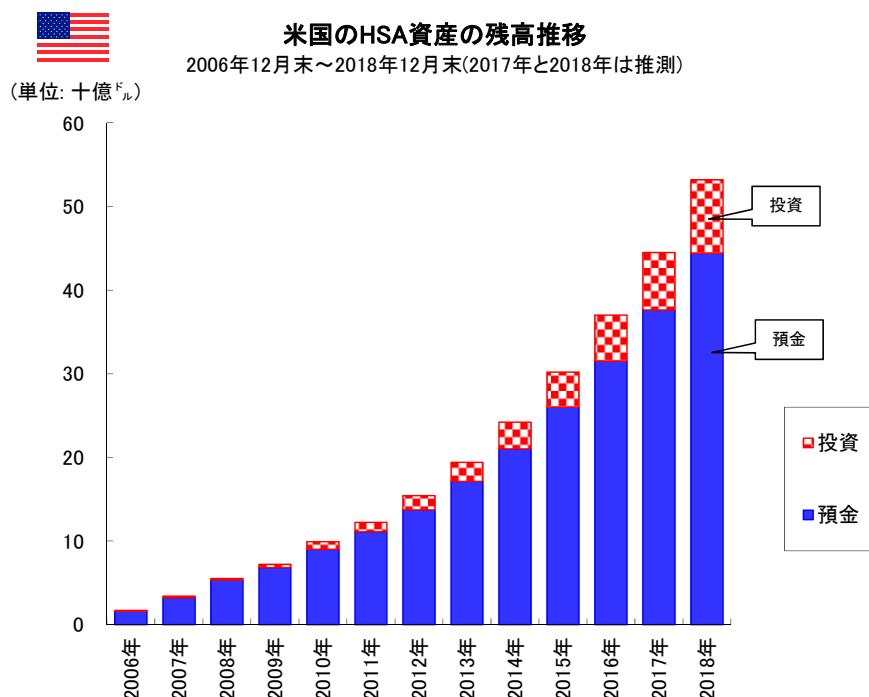
「過去 10 年で+2200%増と言う急拡大を見せて現在 400 億ドル/約 4.5 兆円以上になった HSA がさらに拡大しそうである。これはファイナンシャル・アドバイザーにとっても新しい機会と責任になる。HSA の前提となる HDHP 採用企業が増加するにつれて HSA 資産も増加を続ける事が期待されている。米国ドゥヴニール・グループの推測では、2017 年に 445 億ドル/約 5 兆円、2018 年に 532 億ドル/約 6 兆円となっている。HSA は拠出時非課税(所得控除)と医療費支払い時非課税であるが、薬は 2010 年までは処方薬だったが、オバマケアにより 2011 年から処方薬以外の医療費にも適用され、人気は拡大した。拠出時非課税と給付時非課税は他には無い税制優遇である。米国モーニングスター/Morningstar のアナリストであるラーセン/Larsen 氏は『HSA は成長し続けるエリアである。芽を出しかけたばかりで、巨大な潜在成長力を持つ制度である。』と言う。また Sontag Advisory のファイナンシャル・アドバイザーである Dostal 氏は『HSA は新しい IRA/new IRA になる』と言う。」



投信業界はHSA ファンドに期待

HSAでは預金、公社債、投信、株式、信託、保険等を使える(*IRAと同じ)。現在、HSA非課税投資枠(拠出額上限)はIRAの6割程度だが、もし、2017年7月26日に上院で否決されたトランプケアがそのまま実現していれば、IRAを上回っていた。

HSAの残高を商品別にみると、これまでは預金中心だったが、投資も堅調に増加している。2016年12月末現在、HSA資産は370億ドル/約4兆3275億円で、うち、預金は315億ドル/約3兆6842億円、投資は55億ドル/約6433億円となっている。HSA資産で投資が占める割合も16.5%と過去最高を更新している。今後HSA資産はさらに増加する見込みで上述の通り「議会でトランプケアが可決出来なくても、HSAの資産は2018年までに今年2017年の+20%増である530億ドル/約6兆円になる見込みである。」(2017年5月8日付米CNBC~URLは後述[参考ホームページ]①)と報じられていた通りである。



(出所: 米国ドゥヴニール・グループ/Devenir Groupより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

HSA のメリットとデメリット

HSA の大きなメリットとして税制優遇があり、「**拠出時非課税(所得控除)、運用時非課税/課税繰延、医療費支払い時非課税(*医療費以外は給付時課税)**」となっている事だ。 **用途は医療費支払いに限定されるものの、拠出時非課税と給付時非課税は他には無い税制優遇である。毎年自分のみ 3400 ドルもしくは家族 6750 ドル(*55 歳以上は 1000 ドル増で自分のみ 4400 ドルもしくは家族 7750 ドル)まで拠出時非課税(所得控除)となる(*それ以上も拠出可能だが、課税される)。** HSA と同様、医療費用税制優遇口座の FSA/Flexible Spending Accounts/医療費支出口座と言うものもあるが、これは基本的に 1 年使い切りで残金が事業主に没収される(*2016 年から上限 500 ドルで繰越可)。しかし **HSA は翌年以降へ繰り越して積立可能**である。

毎年 5500 ドル(50 歳以上は 6500 ドル)まで拠出時非課税(所得控除)となる IRA より非課税が小さいものの、**IRA は 59.5 歳までの引き出しには原則 10%のペナルティ課税がかかる(*死亡・障害時等、1 万ドルまでの初回住宅購入、高等教育費用等は引き出し可)。** HSA は年齢によるペナルティ課税は無く非課税で引き出せる。

また、**IRA や 401k などの退職貯蓄口座には、ERISA/Employee Retirement Income Security Act of 1974/従業員退職所得保障法の支配下であり、労働省(DOL)フィデューシャリー・デューティー/受託者責任ルールがかかるが、HSA は基本的に ERISA の支配下にならない。** 事業主は「フォーム 5500」(*事業主が労働省に提出する年次報告書でブローカー等業者に払う直接・間接の報酬を開示)やフィデューシャリー・デューティーを避けられるのである(後述※6 参照)。

ただ HSA もデメリットはある。デメリットとして免責である自己負担費用が数倍にもなっている為、**HSA は医療保険が適用されにくい事である(*それだけ保険料は安くなり、浮いた分を HSA に充てられる)。** また **HSA を医療費支払い以外で引き出すと 20%ものペナルティ課税と所得税が課せられる(*65 歳以上もしくは死亡・障害時は除く)。**

米国の(トラディショナル)IRAとロスIRAとHSAと529プラン

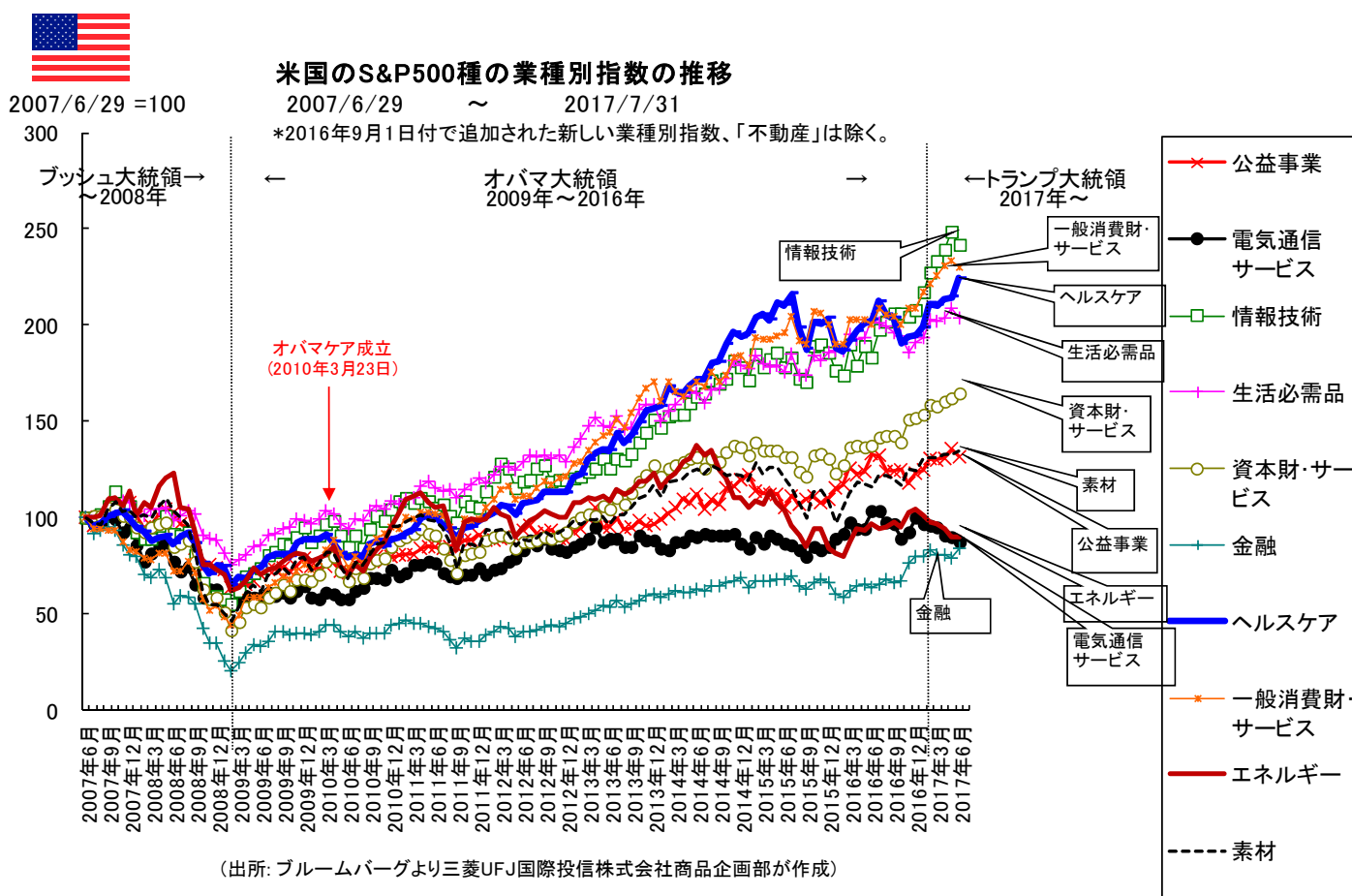
2017年6月30日作成

項目	(トラディショナル)IRA/Traditional IRA / Traditional Individual Retirement Accounts / 個人退職勘定	ロスIRA/Roth IRA / Roth Individual Retirement Accounts / 個人退職勘定	HSA/ヘルス・セイビングズ・アカウント / Health Savings Accounts/医療貯蓄口座 (HDHP/High-Deductible Health Plan/高額 免責医療保険)	米国の529プラン (教育資金積立制度) 大学教育資金貯蓄(カレッジ・セービング・プラン)型
制度を利用可能な者	70.5歳未満の収入のある居住者等 *主として企業年金プランのない自営業者等の為のものだが、企業年金プランのある従業員でも加入可(制限あり)	年齢制限なしの収入のある居住者等 *夫婦合算で18.4万 ^{ドル} (約2100万円)未満の所得(単身は11.7万 ^{ドル} 未満) *70.5歳以上の人、住宅購入や高等教育等目的のある人、企業年金プランでトラディショナルIRAで制限のある人、退職時に非課税として引きたい人等向け	非メディケア/Medicare(*65歳以上の高齢者等を対象とする連邦政府健康保険)加入者 *個人や中小企業の従業員が大企業の従業員と同じ条件で医療保険に加入出来る様にする為にHSAは促されたはずだが、2011年1月以降、大企業が個人と中小企業の合計を上回っている(企業のマッチング拠出可)	米国民または居住者(所得・年齢制限なし) *誰でも加入することができ、受益者も1口座につき1人となるが誰でもよく、親戚、友人、自分自身としても可。居住していない州の提供する529プランの利用も可。ただし、資金の用途は、将来の高等教育費の支払いに限る
非課税対象	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 * 拠出時非課税(所得控除)～高所得者は非課税でなくなる場合もあり～、運用時非課税/課税繰延、給付時課税(通常所得)	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 * 拠出時課税(所得控除なし)、運用時非課税(5年以上)、給付時非課税	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 * 拠出時非課税(所得控除、運用時非課税/課税繰延、医療費支払い時非課税(*医療費以外は給付時課税))	投信(含むMMF)など
非課税投資枠	毎年5500 ^{ドル} 、50歳以上6500 ^{ドル} を上限 *毎月積立と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可 *401k積立金は転退職時に移管可(ロールオーバーIRA)、*ロスIRAと合算	毎年5500 ^{ドル} 、50歳以上6500 ^{ドル} を上限 (2016年) *毎月積立と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可 トラディショナルIRAと合算	毎年自分のみ3400 ^{ドル} もしくは家族6750 ^{ドル} まで拠出時非課税(所得控除)(*55歳以上は1000 ^{ドル} 増で自分のみ4400 ^{ドル} もしくは家族7750 ^{ドル}) * IRAからHSAのロールオーバー1回可能	実質上限なし。州ごとに1受益者上限のある場合もあるが、上限の無い州もあり、複数の州でも開設出来る
投資積立可能期間	70.5歳まで	5年以上	65歳まで	恒久化 *当初は2010年まで、2006年に恒久化
非課税期間	70.5歳の給付時まで	給付時まで	給付時まで	無制限
途中売却	原則59.5歳まで途中引き出し不可(拠出は70.5歳まで可能で70.5歳からは最低引き出し額による強制的引き出し開始) *死亡・障害時等、初回住宅購入(上限1万 ^{ドル})、高等教育費用は引き出し可だが、それ以外で59.5歳未満であると10%のペナルティ課税	5年以上経過、59.5歳以上で引き出し可(70.5歳からの強制的引き出しなし) 加えて死亡・障害時等、初回住宅購入(上限1万 ^{ドル})、高等教育費用、医療支出・保険料(制限あり)等でも引き出し可 それ以外で59.5歳未満であると10%ペナルティ課税	医療保険が適用しにくい事(その代わり保険料は安くその分をHSAに充てられる事)、医療費以外で引き出すと20%のペナルティ課税と所得税(65歳以上もしくは死亡・障害時は除く)	高等教育費以外で引き出すと、ペナルティ課税あり。スイッチングは年1回可能
損益通算	不可	不可	不可	投資損失を課税所得から除くことも可能
口座開設数	一人一口座 *ロスIRAの口座は別に開設可(上限は合算される)	一人一口座 *トラディショナルIRAの口座は別に開設可(上限は合算される)	一人一口座、家族加入も可	プラン数に上限なし(別の州でも開設可)
導入時期	1974年(企業型確定拠出年金の401kは1981年)	1998年1月1日 *ロスというのはデラウェア州上院議員(共和党)William Victor Roth氏(1921年～2003年)による提案のため	2004年1月1日 *1997年から開始されたMSA/Medical Saving Account/医療貯蓄口座の後継(MSAからHSAにロールオーバー可)	1996年1月1日
加入者数	3210万世帯/米国の全世帯に対する比率25.5%(2016年) *別のIRAとの重複あり	2190万世帯/米国の全世帯に対する比率17.4%(2016年) *別のIRAとの重複あり	約2016万人(2016年1月) *IRAとの重複あり	約1290万口座。うち、投信への投資が可能な「大学教育資金貯蓄(カレッジ・セービング)型」1170万口座、授業料を確定する公的性格が強い「授業料前払い(プリペイド)型」110万口座(2016年末)

(出所: 米国のIRS/内国歳入庁及びICI/米国投資信託協会等より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

オバマケアの廃止法案も代替法案も難航! だがこれはヘルスケア株の買い材料

2017年7月26日に米国で「オバマケア廃止法案」が上院で否決され、2日後の28日には「修正トランプケア」も否決されている(後述※2参照)。トランプ大統領及び共和党トップの苦難と焦りは大きく、ヘルスケア業界にとって不透明感を増すものである。ただ、オバマケアが生き残る事は(主要部分だけでも残る事は)、ヘルスケア株の大きな買い材料である。S&P500ヘルスケア株指数は7月20日に過去最高値を更新している(7月26日から8月8日現在で-1%)。2010年3月23日にオバマケアが成立して以降、ヘルスケア株のパフォーマンスは2017年8月8日現在+142%となっている。



そのオバマケアを撤廃する事は保険会社向け助成金などを減少する事などにもつながるし、オバマケア代替法案は低所得者向け医療保険メディケイドを急減させるなどにつながるもので、ヘルスケア業界の利益を減らすものと考えられている。また、トランプ大統領の公約に「高額な薬価設定に厳しく対処」と言うものもあり、トランプ大統領の苦難はヘルスケア株の買い材料となっているのである。

2017年7月19日付WSJ(マーケットウォッチ/MarketWatch)に「米国議会の超党派のヘルスケア法案を創る方法」と言う見出しで保守系(共和党系)シンクタンクとして有名なマンハッタン研究所/Manhattan Instituteでヘルス政策を担当する上級研究員のポール・ハワード/Paul Howard氏が以下の通り、寄稿していた(URLは後述[参考ホームページ]⑤)。

「成功する方法は次の通り。第一に、全国民にとり不可欠な医療費負担の適正化/affordable health careである。上院共和党の法案には保険料の上限があるが、これは維持すべきと思う。さらに、**税額控除/tax creditsはHDHP/High-Deductible Health Plan/高額免責医療保険に限るべきである**(*所得控除/tax deductionと違い課税額から直接控除)。国民を破綻させる様な重病・重傷から国民を最小の保険料で守る事が出来る。問題は免責である自己負担費用が数倍になっている事で、慢性的な病気などに低中所得者層は負担が大きい。この**解決策がHSA/Health Savings Accounts/医療貯蓄口座**である。その上で、低所得者には薬の費用の共同払いサービスなどを提供する。これは共和党が低所得者向け医療保険メディケイドへの支払いを抑制する事に対し、民主党との関係を改善する効果大きい。

第二にフィットネス・アプリなど病気予防の為のサービスの支払いも優遇税制の対象としたり、医療保険契約の長期契約での保険料を安くしたりして、新規の保険加入を促し、健康志向を進め、より保険料を安くする事が出来る。

そして、最後に、競争による医療費低下である。政府は自分の規制がどのくらい革新的な医療用品・サービスを禁止しているか、慎重に見直す必要がある。

HSAとHDHPにより、柔軟な医療給付を可能にして規制を撤廃する事で、議会は全ての国民に、今より医療費を減らし医療の対象を拡大すると言う、より効果的で競争力のあるヘルスケア・システムが実現可能となる。現在はヘルスケア改革が不透明になっている様に見えるものの、持続可能な成功の為の戦略は届く所にある。おそらく、しばらくし、議会はこれを理解するだろう。」。

米国モーニングスターがHSAの評価を開始

こうしたHSAへの期待が高まる中、米国モーニングスターはいち早く、主なHSAプランのプロバイダーに対する評価を始めている。その対象は全米トップ10のプランで、Alliant Credit Union、Bank of America、BenefitWallet、HealthEquity、HealthSavings Administrators、HSA Bank、Optum Bank、SelectAccount、The HSA Authority、UMB Bankである。米国モーニングスターは投資スキームとしての評価として、各プランのミューチュアルファンドのクオリティとコストを調査、ポジティブ、ニュートラル、ネガティブと割り当てている。また、支出スキームとしての評価としては、主として各プランにかかるメンテナンス・フィーに焦点を絞っている。結果、「**全体的に改善の余地が見られる。10のプランの内、4つのプランが投資スキームとして、3つのプランが支出スキームとして、ポジティブに評価出来るにとどまる。**」と言っている(URLは後述[参考ホームページ]⑥)。

「退職面の安全」において年金と共にヘルスケア/医療が鍵となる時代が来る可能性

HSAにもまだまだ課題はあるものの(後述※7参照)、米国の政府、議会、そして投資・年金のアドバイザー業界や投信業界の期待は大きい。米国株式、特にヘルスケア株や保険株に関心のある者も是非知るべき事である。DCSAs(後述※8参照)以上にHSAを注視していきたい。

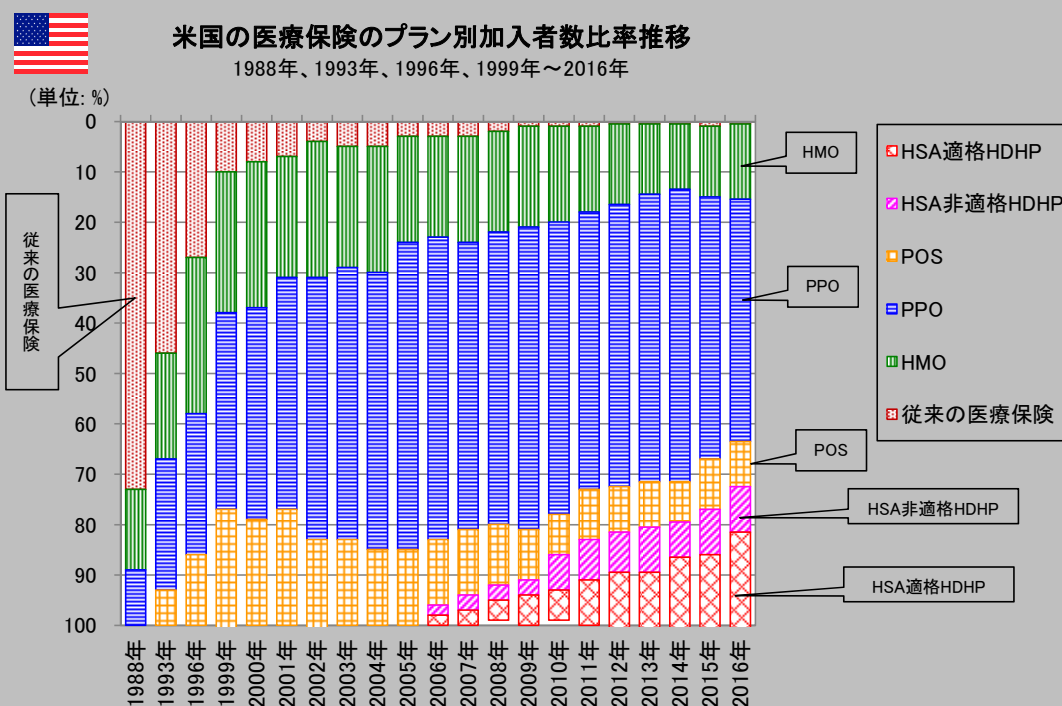
2017年8月8日付米インベストメント・ニュース誌には「健康が『退職面の安全(retirement security)』の鍵。退職プランにヘルスケア・コストを組み込む事はアドバイザーの価値を高める。」と言う見出しで「『**退職面の安全(retirement security)』の鍵は伝統的にマネーに焦点を当てるものだった。しかし最近、健康が同じくらい重要性であると言う主張も出ている。金融アドバイザーはこうした主張に注目すべきで、若い人にはHSAとロスIRAの活用を検討させるなどすべきである。**」と出していた(URLは後述[参考ホームページ]⑦)。米国の投資・年金のアドバイザー業界で大きな価値観の変化の前兆が出ている。

最後に、日本についてである。日本では年金や医療などの社会保障給付費が前年度比2.4%増の114兆8千億円と過去最高を更新している(2017年8月1日付国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計(平成27年度)」~URLは後述[参考ホームページ]⑧)。その半分近くを占めるのが年金で1.1%増の54兆9千億円。しかし伸びているのは医療分野で前年度比3.8%増の37兆7千億円。それも病院の窓口で支払う利用者負担などは含まないものである。早晚、日本でも、米国と同様、「退職面の安全」において年金と共にヘルスケア/医療が鍵となる時代が来るかもしれない。

※1: HSA の適格医療保険(HSA-eligible health plan)...

HSA を利用するには、まず HSA-Qualified/HSA 適格の HDHP/High-Deductible Health Plan/高額免責医療保険に加入する(65 歳以上が対象の連邦政府健康保険/メディケア利用者は不可)。HDHP は免責である自己負担費用/Deductible が高額な分、保険料が格安になる医療保険である。銀行・信金・信組、保険会社、投信会社、証券会社、その他(IRS/Internal Revenue Service/内国歳入庁に認められた)団体にて HSA 口座を開設、貯蓄や投資を行う(*預金、公社債、投信、株式、信託、保険等)。ここで貯蓄や投資をした資金を、HDHP の自己負担費用/Out-of-pocket expenses に充てる事となる。薬は 2010 年までは処方薬だったが、オバマケア(後述※2 参照)により 2011 年から処方薬以外の医療費(*IRS が適格とする Qualified medical expenses)にも適用された。

HSA(HSA 適格 HDHP)が 2016 年 1 月に 2000 万人を超えるまで拡大していると言う事だが、他の医療保険を含めて医療保険全体はどうなっているのか(後述※5 参照)。米国の主要な医療保険で代表的な PPO/Preferred Provider Organization プランは(HSA 開始直後の)2005 年をピークに減少しており、代わって急増しているのが HDHP である。特に HSA(HSA 適格 HDHP)が増えている。



(出所カイザーファミリー財団/The Henry J. Kaiser Family Foundationより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

※2: オバマケア/Obamacare...

オバマ前大統領(民主党)

ACA/医療保険制度改革法の事。ACAは Patient Protection and Affordable Care Act/患者保護及び医療費負担適正化法の後半部分で、2010年3月23日にオバマ前大統領(民主党)が署名し成立、段階実施され、2014年から完全実施されている法律の事。2010年に約18%(*65歳未満の人口に対する比率)いた医療



保険の無保険者を減らし、国民皆保険を目指す法律である。

結果として、2300万人が新たに医療保険に加入し、無保険者は急減して2015年には約9%(*65歳未満の人口に対する比率)にまで減った。ただ、その一方、低所得者に対して補助金や税額控除があった為、増税につながり、既往症による保険加入の拒否が禁止されている事から、保険金が急増し保険料も急騰、(雇用者から医療保険を提供されていない人向けの)Health Insurance Exchange/医療保険取引所の販売から撤退する保険会社が相次ぎ、オバマケアの制度維持も困難になっている。

国民にはオバマケアへの不満は多く、世論調査で2010年からずっと賛成より反対が多い状態となってきた。ただ、トランプケア(後述2参照)に比べた場合、支持は圧倒的に多い(2017年5月16日付PPP/Public Policy Polling(URLは後述[参考ホームページ]⑨)。尚、HSAの薬への支払いについて、2010年までは処方薬だったが、オバマケアにより2011年から処方薬以外の医療費にも適用された(*IRSが適格とするQualified medical expenses~URLは後述[参考ホームページ]⑩)。

※3: オバマケアの廃止法案と代替法案…

2017年7月26日に米国でトランプ大統領と共和党の公約「現在の医療保険制度改革法であるオバマケア(前述※2参照)の撤廃」を果たす為の「オバマケア廃止法案/ORRA/Obamacare Repeal Reconciliation Act」(*執行まで2年の猶予を置き、その2年以内にオバマケア代替法案を検討)が上院で否決された(賛成45、反対55で、共和党7人が反対)。

トランプ大統領(共和党)



上院は7月29日から夏季休会に入る予定だったが、上院共和党トップのマコネル院内総務はこれを2週間遅らせ、トランプ米大統領は「オバマケアは撤廃・代替すべきだが、撤廃だけでも可能だ。これが完結するまでワシントンを守るべきではない。」と言い、反対すれば罰する考えも示していた。

2017年5月4日に下院で「オバマケア代替法案/トランプケア(AHCA/American Health Care Act)」が可決しており、上院に送られ、その上院では共和党の指導部がそれを修正、「修正オバマケア代替法案/トランプケア(名前が変わってBCRA/Better Care Reconciliation Act)」となり2017年6月22日に提出された。だが、これも共和党内の対立で2017年7月17日に採決が見送られた(7月25日に上院にて否決)。そこで、共和党上院トップのマコネル院内総務は「オバマケア廃止法案」を出したのだが、これも2017年7月19日に採決が見送られ、7月26日に上院で否決。廃止を限定的にしたオバマケア一部撤廃法案/スキニーも7月28日に本会議採決で否決された(50人の賛成が可決に必要なだったが、賛成49、反対51と共和党3人が反対)。

2017年7月19日に米議会予算局/CBO/Congressional Budget Officeが発表した無保険者比率/Uninsured Rateは「オバマケア廃止法案/ORRA/Obamacare Repeal Reconciliation Act」>「修正オバマケア代替法案/トランプケア(BCRA/Better Care Reconciliation Act)」>「オバマケア(ACA/Affordable Care Act~より正確にはPatient Protection and Affordable Care Act~)」となっている(2017年7月20日付ブルームバーグ~URLは後述[参考ホームページ]⑪)。

※4: トランプケア/Trumpcare…

AHCA/オバマケア代替法案/オバマケア改廃法案の事。AHCAはAmerican Health Care Act/アメリカン・ヘルスケア法案の事。2017年1月20日にトランプ大統領は就任早々、主要選挙公約の一つであるオバマケア撤廃の為の大統領令に署名した。これを受けて2017年3月6日に下院共和党が最初のトランプケアを提出した。翌7日にトランプ大統領は同法案を「素晴らしい」と呼んだ。下院では共和党が過半数を占める。しかし、同法案はオバマケアで拡大された貧困層向けの公的保険メディケイドの縮小などであり、オバマケアの一部が残っていた事から共和党保守派が反対、2017年3月24日に撤回された。

トランプ大統領(共和党)



その後、全国民への加入義務を廃止、従業員50人以上の企業が従業員に医療保険を提供する義務を廃止、既往症により保険加入の拒否が禁止されている事については州が判断するなどして(*HSA/ヘルス・セービングズ・アカウント/Health Savings Accounts/医療貯蓄口座の非課税投資枠をほぼ2倍に拡大)、共和党保守派の支持する様に修正された為、2017年5月4日に下院で可決した~URLは後述[参考ホームページ]②)。上院でも共和党が過半数を占める(100人中52人)。

だが、上院では60人の支持が無い限り、民主党によるフィリバスター/filibuster/議事妨害で確実に廃案にされる。そこで、トランプ大統領と共和党議員は51人で可決が可能なBudget Reconciliation Bill/財政調整法を(ドッド・フランク法撤廃と同様)使うつもりだった。しかし、これも、法案が政府財政の負担になっている事を示す必要があって、撤廃出来る部分は限定される。肝心の「既往症による保険加入の拒否が禁止されている事」も撤廃出来ないとされていた。

そこで、2017年6月22日に上院共和党の指導部が下院で可決したトランプケアを修正したが、既往症による保険加入の拒否が禁止されている事、医療保険市場の安定化へ4年間で500億ドルの予算を充当する内容で、保険会社を市場にとどめる方法として過去に共和党が批判したメカニズムに依存するもので、すぐ上院の共和党で反対が4人も出ている(*財政調整法が使えない)。さらに修正されれば下院に戻され、そこで否決される可能性が増える。この様に、トランプケアの成立の目途は立っていなかった。

※5: 米国の医療保険…

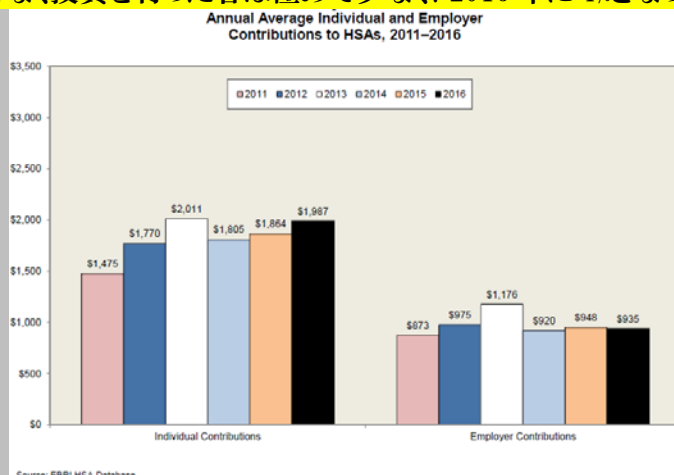
米国の主要な医療保険にはタイプが色々あり、HMO/Health Maintenance Organization プラン、PPO/Preferred Provider Organization プラン、POS/Point of Service プランなどがある。HMOは保険会社と契約している医療機関(ネットワーク)以外では緊急以外に保険が使えないが(*ネットワークの主治医を通す必要があるが)、PPOよりも自己負担が少なく保険料が安い。PPOはネットワーク以外でも保険が使えるが、自己負担が増え、保険料も高い。POSはネットワーク以外の医療機関が使えるHMOプランであるが、その分、自己負担は増える。2016年における採用企業比率はHMOが7%(*大企業で3%、中小企業で12%)、PPOが51%(*大企業で62%、中小企業で39%)、POSが13%(*大企業で4%、中小企業で22%)。PPOが最大のシェアとなっているものの、(HSA開始直後の)2005年をピークに減少しており、代わって急増しているのがHDHPで29%(*大企業で31%、中小企業で27%)となっている。うち、HSA非適格HDHPが9%、HSA適格HDHPが19%である。さらなる詳細は(オバマケアも含め)DHHS/U.S. Department of Health & Human Services/米国保健社会福祉省の運営するサイト「HealthCare.gov」を参照の事(URLは後述[参考ホームページ]②)。

※6: HSA と ERISA…

2017年7月7日付米インベストメント・ニュース誌に「HSAがERISAの支配下にならない事を確かにする5つの方法」と言う見出しで次の通り出ていた。「HSAが拡大している。現在、議会で議論されているヘルスケア改革次第の所もあるが、さらに拡大しそうである。議員の提案する①HSAの非課税投資枠を2倍にする事、②HSA適格の医療費リストを拡大する事、③医療費支払い以外で引き出す時のペナルティ課税20%を引き下げる事などで、HSAは401kなどの退職貯蓄口座に競争力を持つ事となるのだ。さらにHSAは基本的にERISAの支配下にならない。401kなどの退職貯蓄口座はERISAの支配下にある。HSAがERISAの支配下にならないと言う事は、事業主は『フォーム5500』(*事業主が労働省に提出する年次報告書でブローカー等業者に払う直接・間接の報酬を開示)やフィデューシャリー・デューティーを避けられると言う事である。尚、HSAと同様、医療費用の税制優遇口座のFSA/Flexible Spending Accounts/医療費支出口座(*HSAと違って基本的に毎年使い切り)はERISA支配下になる事が多い。事業主がHSAにおいてERISA(支配下)から逃れる為に注意すべき事がある。法律事務所のBaker & HostetlerのMurray氏によると、次の通り。①従業員がHSAのカストディアンや資産運用会社を選択する事に制約を付けるべきではない(*事業主は一つにまとめて規模の利益でコスト低下をしがちになるが)、②投資決定に影響を与えるべきではない、③HSAが事業主の提供する従業員福利厚生代表となるべきではない、④HSAに関連する報酬を事業主は受け取ってはいけない、⑤HSAの自由意思でなければならない。」——。さらなる詳細は2017年7月7日付米インベストメント・ニュース誌を参照の事(URLは後述[参考ホームページ]⑬)。

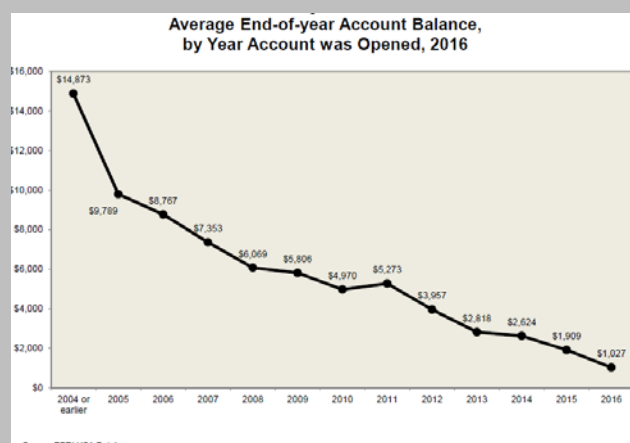
※7: HSAにおける初の個人動向長期調査…米国の従業員福利厚生研究所/EBRIは、2017年7月11日に、HSAにおける初の個人動向長期調査を公表した(2016年末時点、550万口座/資産114億ドルのHSAを集計、対象期間は2011~2016年、URLは後述[参考ホームページ]⑭)。EBRIの調査結果の要点を抜粋すると以下の通り(①~③)。

「①HSAの口座保有者は、平均的に、投資口座と言うより、特別な当座預金口座として利用している。平均拠出額(事業主拠出との合算)は2016年に2922ドルと、2011年2348ドルから増加している(下記グラフ参照)。口座保有者の63%が引き出しを行っている。年平均の引き出し額は2016年に1771ドルである。税制優遇措置のHSA口座だが、現金でなく投資を行った者は極めて少なく、2016年に4%となっている。」——。



(出所: EBRI公表「Trends in Health Savings Account Balances, Contributions, Distributions, and Investments, 2011-2016」より)

「②HSA の経験が長くなると、口座保有者の『金融面の安全(financial security)』における見通しが改善する。HSA では貯蓄資産を翌年以降に繰り越せる事(ロールオーバー可)から、利用者は近い将来または退職に向けて予期せぬ医療費に備えて資産を蓄える事が出来る。口座の平均残高は、2004 年開設が 14873 ドル、2016 年開設が 1027 ドル(下記グラフ参照)。口座の保有期間が長い人ほど年間拠出額が高い傾向(2005 年開設は年間拠出額平均 3658 ドル、2016 年開設は同 1290 ドル。時間の経過と共に投資の価値を理解している様に見える。2005 年開設口座は 2016 年時点で 11%が投資を行っていたが、2016 年に開設されたばかりの口座では 1%にとどまる。」



(出所: EBRI 公表「Trends in Health Savings Account Balances, Contributions, Distributions, and Investments, 2011-2016」より)

「③HSA で投資を行う利用者が非常に少ない理由として、1. 投資する為に最低口座残高を満たさなければならず、大半の HSA 口座は開設したばかりで十分な残高がない。2. HSA 口座を提供する機関によっては、投資商品を提供していない所がある。3. HSA 口座の保有者は、投資する選択肢がある事を知らない。4. HSA 口座保有者は自己負担金の支払いにのみ利用している為、投資変動を伴う短期的なリスクを取りたくない場合がある。」

※8: DCSAs 創設案…トランプ大統領が選挙中に提案した「DCSAs/Dependent Care Savings Accounts/扶養家族養育貯蓄口座」案の事。家族で毎年 2000 米ドルを非課税で拠出出来る。資金は子どもの養育及び子どもを豊かにする為(*生まれていない子どもも含む)、高齢の扶養家族(老親)の為に使われる。さらなる詳細は 2017 年 2 月 27 日付日本版 ISA の道 その 173 を参照の事(URL は後述[参考ホームページ]⑬)。

以上

[参考ホームページ]

①2017 年 5 月 8 日付米 CNBC「Health savings accounts are the big winner as Republicans hash out an Obamacare replacement」…<https://www.cnbc.com/2017/05/08/health-savings-accounts-are-the-big-winner-as-republicans-hash-out-an-obamacare-replacement.html>」

②2017 年 7 月 26 日に上院にて否決の医療保険制度改革法(オバマケア)廃止・代替法案/トランプケア…
<https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/1628>」

③トランプ大統領が昨年 2016 年の選挙期間中に 7 つのヘルスケア政策の 1 つに挙げていた…
<http://www.uslabormarket.sakura.ne.jp/topics/04/04011/overview%20of%20hsas.htm>」

- ④2017年7月6日付米インベストメント・ニュース誌「HSAが新しいIRAになりつつある」…
「<http://www.investmentnews.com/article/20170706/FREE/170709982/health-savings-accounts-becoming-the-new-iras>」
- ⑤2017年7月19日付WSJ(マーケットウォッチ/MarketWatch) ポール・ハワード/Paul Howard氏の寄稿
「米国議会の超党派のヘルスケア法案を創る方法」…「<http://www.marketwatch.com/story/this-is-how-congress-could-create-a-bipartisan-health-care-bill-2017-07-19>」、マンハッタン研究所…「<https://www.manhattan-institute.org/html/how-congress-could-create-bipartisan-health-care-bill-10475.html>」
- ⑥2017年6月27日付米国モーニングスター「2017 Health Savings Account Landscape」…
「<http://corporate1.morningstar.com/ResearchLibrary/article/813893/2017-health-savings-account-landscape/>」
- ⑦2017年8月8日付米インベストメント・ニュース誌…「<http://www.investmentnews.com/article/20170808/FREE/170809938/good-health-is-key-to-retirement-security>」
- ⑧2017年8月1日付国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計(平成27年度)」…「http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h27/fsss_h27.asp」
- ⑨2017年5月16日付PPP/Public Policy Polling…「http://www.publicpolicypolling.com/pdf/2017/PPP_Release_National_51617.pdf」
- ⑩IRSが適格とする Qualified medical expenses にも適用…「<https://www.irs.gov/publications/p969/index.html>」
「<https://www.irs.gov/uac/affordable-care-act-questions-and-answers-on-over-the-counter-medicines-and-drugs>」
- ⑪2017年7月20日付ブルームバーグ…「<https://www.bloomberg.com/news/articles/2017-07-19/gop-s-full-obamacare-repeal-would-cut-insured-by-32-million>」
- ⑫DHHS/U.S. Department of Health & Human Services/米国保健社会福祉省の運営するサイト「HealthCare.gov」…「<https://www.healthcare.gov/choose-a-plan/plan-types/>」
- ⑬2017年7月7日付米インベストメント・ニュース誌…「<http://www.investmentnews.com/article/20170707/FREE/170709972/5-ways-to-ensure-an-hsa-isnt-subject-to-erisa>」
- ⑭2017年7月11日付従業員福利厚生研究所(EBRI)公表「Trends in Health Savings Account Balances, Contributions, Distributions, and Investments, 2011-2016」…「https://www.ebri.org/pdf/briefspdf/EBRI_IB_434_HSAs_11July17.pdf」
- ⑮2017年2月27日付【日本版ISA】投信調査コラム 173「米国版ISAの道!? トランプ大統領のDCSAs創設案! ~DCの様な所得控除、英ISAやNISAの様な毎年拠出で積み上がり、529プランの様な子ども向けで、老親にも提供される補助金付き非課税制度。日米で起きている教育無償化の流れの中、日本でも検討されるかもしれない。」…
「https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170227.pdf」

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。